

案件概要書

2013 年 12 月 24 日
国際協力機構中南米部南米課

1. 案件名（国名）

国名：ペルー共和国

案件名：森林管理事業（The Project for Forestland Management）

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における森林セクターの開発実績（現状）と課題

ペルー共和国は、世界第 9 位にあたる約 72 百万 ha の森林を有し、その殆どを占める熱帯林の面積は世界第 4 位であり、世界有数の森林大国である。しかしながら、同国では、2000 年までに国土の 5.58%にあたる 7.17 百万 ha の森林が減少し、年間 150 千 ha の森林減少が続いていると言われている。森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出量は化石燃料の利用に次いで大きく、全体の約 2 割に及び、地球規模の課題となっている。コミュニティ森林における農地や家畜放牧地等の用途への土地転用がこうした森林減少の主要な要因の一つとなっており、その背景としては、森林資源を適切に管理・利用した生産活動を実施するための知識や金融・市場へのアクセスが地域住民に不足していること、行政においても森林保全計画策定のための情報システムや管理体制が十分整備されていないことが挙げられる。

(2) 当該国における森林セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

ペルー環境省は、環境汚染の予防・保護、回復及び自然資源の保全と持続可能な利用を通じて、健全かつ持続的・機能的な生態系の確保と国の持続的な発展を両立させつつ、個人の生活の質を改善することを目的として、2009 年 5 月に「国家環境政策」を制定した。同政策においては、（ア）森林の持続的・統合的な管理、（イ）熱帯雨林の保護、及びエコツーリズム・森林管理等の森林を利用した代替的な生産活動の発展による、農牧業を目的とした森林の伐採・燃焼の漸進的な減少、（ウ）森林及びその資源の減少・劣化の防止、（エ）エコシステムの生産性向上を通じた、森林面積ひいては生物多様性の保全・拡大及び環境サービスの改善、（オ）住民による森林監視機能の強化、（カ）環境管理活動への住民参加促進（特に少数または脆弱なグループ）、（キ）女性や若年層の各種プロセスへの参加奨励が、具体的方策として掲げられている。

こうした政策を背景として、環境省は 17 州における約 54.8 百万 ha の森林保全を目標とする「国家森林保全プログラム」を 2010 年 7 月に策定し、森林保全範囲の特定及びモニタリング体制の構築、持続的な生産活動の促進、森林保全関係機関及び住民の能力強化に取り組むことを規定している。同プログラムでは、環境省が担当するコミュニティ森林（全体の約 26%）の持続的利用・保全が優先的に取り組むべき事項とされている。本事業は、同取組の一環として実施されるものであり、これらの政策に合致することから、事業実施の必要性・妥当性は高い。

(3) 森林セクターに対する我が国の援助方針

我が国は対ペルー国別援助方針において「環境対策」を重点分野と位置づけ、「環

境保全・気候変動対策」を開発課題の一つとして支援に取り組んでおり、本事業は同方針に合致する。また、我が国は環境プログラム無償資金協力「森林保全計画」により、国内各地の森林の植生状況の調査、関連基礎情報の収集・分析・管理等の活動に必要な衛星画像、機材等を供与している。

(4) 他の援助機関の対応

(ア)世界銀行・米州開発銀行：気候投資基金（CIF）の枠組みにおいて、森林保全投資プログラム（FIP:Forest Investment Program）を共同で準備中。

(イ)アンデス開発公社：アマゾン地域における森林の再生と保全事業を実施中。

(ウ)FAO-フィンランド：国家森林インベントリー作成への協力を実施中。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

ペルーの7つの州において、住民参加型の持続的生産活動への支援及びそのために必要な能力強化を行うことにより、森林減少を抑制する土地利用及び住民の生活水準向上を促すとともに、森林保全状況のモニタリング・管理体制を構築することにより、同国の森林保全に寄与する。

(2)プロジェクトサイト/対象地域名

ペルー17州（アマソナス州、アンカシュ州、アヤクチョ州、カハマルカ州、クスコ州、ワヌコ州、フニン州、ラリベルター州、ランバイエケ州、ロレト州、マドレ・デ・ディオス州、ピウラ州、サン・マルティン州、パスコ州、プノ州、トゥンベス州、ウカヤリ州）

(3)事業概要

(ア) 森林保全モニタリングシステムの構築（調査用機材の購入、衛星画像、データ加工・処理用ハード、ソフト等）

(イ) 森林資源の持続的活用による生産活動：(A) 森林資源（木材等）の持続的管理、(B) 林産物を活用したコミュニティによる持続的生産活動、(C)アグロフォレストリー、(D) エコツーリズム

(ウ) 行政機関及び住民の森林保全管理能力強化

(エ) コンサルティング・サービス（事業全体監理等）

(4) 事業実施体制

借入人：ペルー共和国(The Republic of Peru)

事業実施機関：環境省(Ministry of Environment)

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

(ア)環境社会配慮

①カテゴリ分類：FI

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため。

(イ)貧困削減促進：生活水準改善が期待される。

(6) 他スキーム、他ドナー等との連携：ペルー国内各地の森林の植生状況の調査、関

連基礎情報の収集・分析・管理等の活動に必要な衛星画像、機材等を供与する環境プログラム無償資金協力「森林保全計画」と連携する。その他ペルーの森林保全には多くのドナーの支援が入っている他、同国内の関係機関も様々な活動を行っている。そのため、本事業と他ドナー・他機関による事業内容の重複が起こらないよう、関連事業を協力準備調査にて慎重に確認する必要がある。同時に、相乗効果による開発効果の最大化のため、他ドナー・他機関及び技術協力との連携を図っていく。

(7) その他特記事項：本事業は森林保全を行うもの（植林事業はない）であり、森林劣化に伴う温室効果ガス（GHG）の排出抑制、土壌劣化の防止、水土保持機能低下の抑制により、災害からの国土保全に貢献することから、気候変動の緩和と適用の両方に貢献する事業と位置付けられると考えられる。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

フィリピン「森林セクター事業」の事後評価結果等において、事業の円滑な実施のために、実施体制や運営方法のマニュアルを早い段階で整備しておくことが必要であること、質の高い生計向上プログラムの実施のため、計画策定の支援や計画の評価を行うための専門家の投入やビジネスのノウハウをもつ NGO の活用等が効果的であるとの教訓を得た。

(2) 本事業への教訓

上記の評価結果を踏まえ、本事業においては、案件形成の段階より、事業の円滑な実施のために必要な実施体制や運営方法を確立し、また、住民が市場に合致する質の高い生産活動計画を作成できるよう支援する体制を、NGO の活用等を通じて構築する予定である。

[別添資料] 地図

以 上

ペルー共和国：森林管理事業地図



事業対象州

() は、森林保全モニタリングシステムコンポーネントのみ実施する州)